

# 開発と権利のための行動センター定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この会の名称は、「開発と権利のための行動センター」という。

**第2条** (事務所) この会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この会は、国内外における諸活動を通じて、地域住民の権利の確立に立脚し、また公平かつ多様性を尊重した開発の実現と環境保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

**第4条** この会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る事業
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

**第5条** この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 開発の機会を奪われている人々への協力事業
- (2) 地域開発や環境保全に関わる協力事業
- (3) 現代社会の諸問題の啓発および問題解決に向けた政策提言事業
- (4) 国境を越えた相互理解および経験交流の促進事業
- (5) 地域開発や環境保全に関わる調査研究及び研修事業
- (6) 開発教育に関する事業
- (7) 災害その他の緊急事態に対する救援、復興協力および防災事業
- (8) この会の活動または共有すべき情報に関する広報および出版その他手段員による提供事業
- (9) 協力事業に関わる生産物の普及または紹介を通じた経済活性化事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的を推進するために必要な事業

2. この会は、前項に第1号に掲げる事業に支障がない限りにおいて、次の各号に掲げるその他の事業を行うことができる。その事業収益は、この会が行う特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

- ( 1 ) イベントの実施事業
- ( 2 ) 調査研究の受託事業
- ( 3 ) 出版・講演事業

### 第3章 会員

(種別)

**第6条** この団体の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- ( 1 ) 正会員 この会の目的に賛同し、会の活動を積極的に担う意思を持ち、入会した個人または団体
- ( 2 ) 賛助会員 この会の目的に賛同し、会の事業を賛助するため、入会した個人または団体
- ( 3 ) メール会員 この会の目的と活動に関心を有する個人
- ( 4 ) その他の会員 理事会で別途定めた会員

(入会)

**第7条**

- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、事務局長が別に定める入会申込書により申し込むものとし、事務局長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ( 1 ) 退会届の提出をしたとき。
- ( 2 ) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ( 3 ) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- ( 4 ) 除名されたとき。

(退会)

**第10条** 会員は、事務局長が別に定める退会届を事務局長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、総会の議決に代えて、理事会の議決によることができる。

- ( 1 ) この定款等に違反したとき。
- ( 2 ) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により、理事会の議決により会員を除名したときは、次の総会において承認を得なければならない。

(抛出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種類および定数)

**第13条** この会は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監査役 1人以上

理事のうち、一名を代表理事、1名を代表理事代行とする。

(選任等)

**第14条** 理事および監査役は総会において正会員より選任する。

- 2 総会において代表理事は任命される。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監査役は、理事又は当会の職員を兼ねることができない。

(職務)

**第15条** 代表理事は、当会を代表し、その業務を統轄する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 代表理事代行は、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監査役は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 当会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前号の報告をする必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

**第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第17条** 理事又は監査役のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第18条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条** 当会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は事務局長が任免する。
  - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

- 第21条** この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条** 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条** 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監査役から招集があったとき。

(招集)

- 第25条** 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

**第27条** 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第28条** 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第29条** 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第30条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第4章 理事会

(構成)

**第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第32条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

**第33条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面及び電子メール等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監査役から招集の請求があったとき。

(招集)

**第34条** 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 必要な場合には電子メール他、インターネット上での会議等において代行する。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

**第36条** 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第37条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

**第38条** この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

**第39条** この会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

**第40条** この会の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(事業計画及び予算)

**第41条** この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経な

ければならない。

( 暫定予算 )

**第42条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 予備費の設定及び使用 )

**第43条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

( 予算の追加及び更正 )

**第44条** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

( 事業報告及び決算 )

**第45条** この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

( 事業年度 )

**第46条** この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

( 臨機の措置 )

**第47条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第6章 定款の変更、解散及び合併

( 定款の変更 )

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て改訂される。

( 解散 )

**第48条** この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の3分の1以上の承諾を得なければならない。

( 合併 )

**第49条** この会が合併しようとするときは、総会において正会員3分の2以上の議決を経なければならない

## 第7章 雑則

(細則)

**第50条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附則

1. この定款は、2009年2月14日に施行
2. 役員任期は2011年2月末までとする。
3. 現在の会費は次の通りである。

正会員	年会費	3000円
賛助会員	年一口	3000円
メール会員	年会費	任意
4. 役員は、次に掲げる者とする。(2009年2月14日～)

代表理事	青西靖夫
代表理事代行	木村剛
理事	栗田桂子

### 連絡先

神奈川県横浜市栄区飯島町 2073 番地 2 ニューシティ本郷台 B 棟 201 号  
青西 気付け 開発と権利のための行動センター  
045-891-6165  
<http://homepage3.nifty.com/CADE/>